

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和2年11月3日 10時45分ごろ
発生場所	大分県国東市国東港伊美地区岸壁 国東港古町沖防波堤灯台から真方位237°260m付近 （概位 北緯33°41.2′ 東経131°36.0′）
事故の概要	旅客船兼自動車渡船第二姫島丸は、着岸操船中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和2年12月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船兼自動車渡船 第二姫島丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	142376、大分県姫島村
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に擦過傷 岸壁 防舷材に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、旅客20人を乗せ、車両1台を積載し、国東港伊美地区（以下「本件港」という。）の南東に延びる岸壁（以下「本件岸壁」という。）に船首を南西方に向けて接近し、出船左舷着けで着岸する目的で、港内で右回頭し、船首を北東方に向けて本件岸壁と平行にした後、船尾方の可動橋に接近しようと、両舷主機で後進を開始した。</p> <p>本件港は、北東に港口があり、本事故当時、港内に右回りの潮流が発生していた。</p> <p>本船は、潮流により船尾が本件岸壁方に圧流されたので、船長が、船尾を右方に振りながら後進しようと、左舷推進器のみを使用して後進を続けたところ、船尾が右方に振れることなく、左舷船尾部が本件岸壁の防舷材に衝突した。</p> <p>船長は、本件岸壁には何度も着岸した経験を持っていた。</p> <p>本事故時、本船と岸壁との距離は約2mで、ふだんと同じであった。</p> <p>船長は、船尾が本件岸壁から離れてから後進するか、ふだんより本件岸壁との距離を離れた状態から後進すればよかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、本件岸壁に着岸操船中、船長が、船尾が本件岸壁に接近した際、船尾を本件岸壁から離しながら後進する目的で左舷推進器を使

	用して後進を続けたことから、本件岸壁の防舷材に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件岸壁に着岸操船中、船長が、船尾が本件岸壁に接近した際、船尾を本件岸壁から離しながら後進する目的で左舷推進器を使用して後進を続けたため、本件岸壁の防舷材に衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、着岸操船を行う場合、潮流の影響も考慮して推進器を適切に使用すること。 ・ 船長は、岸壁付近で後進する際は、岸壁との距離を十分にとって、船尾と岸壁の距離を確認しながら後進すること。